

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年12月21日（木）15:53～16:22
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授
- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

<関係省庁>

- 近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長
- 赤松 俊彦 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
- 竹林 経治 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

<事務局>

- 河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長
- 岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長
- 村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人美容師について
- 3 閉会

○事務局 それでは、2番目の外国人美容師の受入れに関する議題でございます。法務省、厚生労働省にお越しいただいております。

それでは、八田座長、進行をよろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところお越しくございまして、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○近江室長 法務省でございます。

今お手元にお出した資料でございますが、まずは入管法の上陸許可基準を定める省令ということで、今年の特区法改正で上陸許可基準の緩和というか、特例措置をとりました

技術・人文知識・国際業務と技能について、こういう形で決まっていますというところの御紹介の資料でございます。

あとはポンチ絵でございますけれども、こちらは今回の特区法の改正において、クールジャパン・インバウンド分野の受入れについての手続き的などところを、これは厚生労働省とも擦り合わせをさせていただきまして、こういう手続となろうかというところの資料としてお出ししてございます。

○八田座長 厚生労働省はいかがですか。

○赤松課長 特にございません。

○八田座長 それでは、委員から何か。

○原座長代理 事前にお話を伺っていたのですでしたか。

○村上審議官 事前に事務局提出参考資料としてお渡ししていると思いますが、具体的に自治体から、日本で美容師学校で勉強した後、美容師免許取得者として来た人の入国をある種の基準として認めることができないかという形で御提案をいただいていますので、クールジャパンのコンテクストで読むのか、どのコンテクストで読むべきなのか、議論すべき筋も含めてどういった問題点があるのか、認め得るのかといったところについて御指摘をいただければという趣旨でございますので、是非御意見をお願いいたします。

○近江室長 それでは、法務省から御説明を申し上げます。外国人の美容師の在留資格についてという御提案でございますが、これにつきまして、今までの、今回の特区法改正に基づきますクールジャパン・インバウンドの受入れに関してのワーキングでも御説明を一度いたしました。美容師業務につきましては、現在の入管法における外国人の受入れの中で、おそらく技能という在留資格に近いかとは思っておりますけれども、技能の在留資格につきましては、基本的には外国の特殊な業務などについての在留資格になっておりますので、その在留資格での受入れは困難であるというところを前回は御説明させていただきました。

もう一つの切り口として、新しく考えるというところでいただいております、新しい在留資格の創設というところで、おそらく特定活動の在留資格のことを前提にされているのかなと思っておりますが、特定活動を作り上げるというところにつきましては、業界のニーズとか日本人の雇用への影響など、様々な観点から政府全体で検討させていただくというような、今までの私どもの説明の繰り返しになってしまいますが、そのように考えております。

○原座長代理 新しい資格というのは、何のことをおっしゃられたのですか。

○近江室長 ポンチ絵の下の方に、特区制度創設というところがございまして、左側の解決策のところ、資格取得者の在留資格創設というようにいただいております、何か在留資格創設を要請されているのかなというふうに思っております、それが入管法の中で言いますと、今までの特定活動という在留資格の活用などについて御提案なのかなと考えまして、御説明申し上げました。

○原座長代理 大阪府の提案は、今回のクールジャパン・インバウンド人材の仕組みを使

って受け入れるようにしたいという要望ですね。

○村上審議官 大阪府のほうが言われているのはクールジャパンで、そうでありますと、自治体のほうがどの代替読替基準でということになるかと思えますけれども、それについては美容師資格を取得していると。きちんとした学校の勉強を終わっていると。大阪府の例に関して言えば、補足コメントがありますのは、一応地元の関係の業界に聞いても反対はないということまでは合意が取れる地合いが出来上がっている。

そういう中で、自治体が多様な読替基準を作ればクールジャパンの制度の中で読めるでしょうかというのが大阪府の御提案で、もう一つの縦長の紙のほうは、逆に言えば、まだそこまで詰まっていない部分もございますけれども、新たな資格になるのか、ならないのかも含めて一般論として、きちんと勉強し資格を取った人に対して在留資格を何らかの形で与えることはできないのかという業界のお声ということでございます。ベースとしては、どちらかという大阪府のほうで議論をできるかというのかなと思います。

○近江室長 失礼いたしました。大阪府の特区の御提案につきまして、今回の特区法改正の中での受入れができないかということになるかと思うのですが、先ほども申しましたとおり、美容師の活動につきましては、これまでの繰り返しになりますが、熟練した技能を活かすという活動であると法務省では認識をしております、現行の在留資格であります技能などで読み込むことができないという状況になっておりますので、クールジャパン特区のこのスキームにおいては受入れが困難であるという状況になっております。

以上です。

○八田座長 そもそも、クールジャパン特区というものは、基本的に日本で学んだ技能を外国で活かしてもらうためのものですが、そのための要件を区域会議の中で定めましょうということですね。ですから、それが初めからできないというのは、何か制度が矛盾しているように思うのです。

○近江室長 法務省から配付させていただきましたこちらのペーパーにもございますが、今回の特区法の改正のスキームということで御説明をさせていただきますが、そういたしますと、真ん中のほうで、「技術・人文知識・国際業務」または「技能」、これは特区法に定められています。この在留資格において該当するかどうかというところを、まずは関係省庁で検討を行って、その後に基準の代替措置というところも御提案いただくというスキームになっているかと思えます。

そういう中で、今の入管法の解釈の中で、「技術・人文知識・国際業務」または「技能」において、美容師・理容師の方の活動内容がここに該当するというにはなっておりませんので、そもそもこの段階で、該当性の検討というところで困難ではないかと考えております。

○原座長代理 それは全く間違いで、その議論はこれまでも散々やってきたのです。それで美容師の資格を持っている人、外国人が日本で働くときに、技術という枠で働く可能性もありますということは、これまでも法務省にお認めいただいているのです。

今回御提案している中で、これはクールジャパンだけではなくてインバウンドという話も含めていますが、海外の顧客対応というニーズが非常に高まってきています。特に提案をいただいている大阪もそうですし、首都圏もそうですし、そういった中で、海外顧客対応を日本で資格を取った外国人、美容師資格を取った外国人が外国人の顧客対応をすることはなぜ排除されるのでしょうか。

○近江室長 前回のワーキングでも御説明したのですが、留学生が日本で理容・美容を学ばれて、資格を取られて、その方々の就労について、ガイドラインを明確化させていただきました。その中で認められる場合というところで、理容・美容などのファッションもそうですけれども、専門的な知識を活かされたクリエイティブな仕事を日本でしていただく場合につきましては、技術・人文知識・国際業務に該当する場合があります。こちらにつきましては、夏にガイドライン上明確にさせていただいておりますが、理容師・美容師の資格を持っているというところでの資格の変更ではないというところは、その際にもお話ししたかと思っております。

○原座長代理 美容師の資格を持っていることが技術に相当しないなどということをごちゃが認めているわけではなくて、一部の限定的なケースについて、技術という枠で資格が与えられるというガイドラインを公表された。公表されたというのは、これは大変結構なことなのです。ただ、その先でこれまでもずっと何度も繰り返して議論をさせていただいているのは、美容師の資格を取る、美容師としての仕事というのは、技術なのか、技能なのかと。技術と技能の差とは何なのかという話をずっとしていると思うのです。それはもう一回、どうですか。

○近江室長 繰り返しになって申し訳ないのですが、理容師・美容師の方の仕事につきましては、熟練した繰り返しの作業になるという解釈をしております、そういう場合につきましては、技能の在留資格には該当、技能の在留資格につきましては、もう一つの要件がありまして、外国の特殊な業務ということで、例えば、コックとか、そういう方々が技能に該当しておりますけれども、そこには該当しないのではないかと、いうところ、理容・美容業師ということで技能が該当するということは、解釈上難しいかと思っております。

○原座長代理 ITの技術は技術なのでしたか。

○近江室長 ITの方で、例えば、大卒程度の方でIT技術をやられるということでありましたら、技術・人文知識・国際業務の資格に該当される方は多かろうと思っております。

○原座長代理 繰り返して熟練を要するお仕事であるという面で、何が違うのですか。

○近江室長 技術・人文知識・国際業務というのは、一般的な意味になりますけれども、基本的には大卒程度の方が大学で修得した技術、知識などを活用して、その分野で働かれるというところを一般的なイメージとしております。片や技能につきましては、大卒程度ということではないのですけれども、繰り返しになりますが、熟練した技能を持って日本で働いていただくというところですので、ここはそういう意味での分野の違いというところはあろうかと思っております。

○原座長代理 大卒程度と言われるときに、専修学校、専門課程も含まれているわけですね。

○近江室長 大卒程度の中に、短大も含まれておりますし、専門士を取得された方も、技術・人文知識・国際業務には入っております。

○原座長代理 専門学校はよろしいのではないですか。

○近江室長 資格としては一緒かもしれませんが、専門士というところで2年の専門学校を出られた方という意味では一緒なのですが、その後の活動する範囲、日本で就労する範囲が認められていないと同じ学歴を持っていても日本で活動はできないという形になりますので、今申し上げましたとおり、例えば、ITの専門学校を出られまして、専門士を取られて、ITの仕事がされるということだと、技術・人文知識・国際業務に該当するのですが、技能の中に理容・美容業務というものが該当しないと考えておりますので、同じ資格を取られても、日本での就労は認められないという考えになります。

○原座長代理 言っていることがぐちゃぐちゃになっていて、技術と技能とは何が違うのですかと聞いたら、技術は大卒レベルなのですというから、それは違いますねというお話をしたのです。

そうしたら、今おっしゃったことは、美容専門学校を出た人の場合には、確かに専門学校は出て専門士なのだけれども、在留資格が与えられていないからダメなのですという。だから、そこを変えましょうというのです。

○近江室長 ですから、既存の資格のお話をしておりまして、技能もそうですが、技術・人文知識・国際業務にはもちろん理容・美容業務は該当しませんので、そういう意味で、残念ながら就職という形はできないという状況になっております。

○原座長代理 就職できないことは知っていて、だから、そこを変えましょうと言っているのです。技術に当たるのか、国際業務に当たるのかということは、幸いにしてというべきなのか、この資格が今一緒になっているので、その議論をしなくてもいいと思うのです。外国の人で美容師資格を取った人が、外国人の顧客対応も含めた顧客対応をするためにお仕事をする。これが技術ないし国際業務に当たらないという整理をする必要は全然ないのではないのでしょうか。どちらかはよく分からないですよ。どちらかはよく分からないと言われているのかもしれないのですけれども。

○近江室長 今は理美容の方のお話がメインですね。ですから、理美容の仕事がこの二つの在留資格にそもそも該当していないので、このスキームでの入口として、該当性の検討の中では認められないというお話です。

○原座長代理 認められているのですよ。

○八田座長 該当させればいいのではないですか。そもそも日本国にとって何が必要かということ。日本のクールジャパンの非常に優れた技能を学んだ人に、全く実地経験させずに帰国させている。それはもったいないではないですか。

もう一つは、東京や大阪では外国人旅行者が日本の優れた美容師に色々とやってもらい

たいのです。外国人客は来るけれども、言葉ができないから追い返しているわけです。そこに修行中の同国人がいれば、随分役に立つではないですか。しかも、その人たちが国に帰って美容院をやれば、日本の美容師たちもそこで働けるかもしれない。明らかにこれは国にとって役に立つことでしょう。従来はそういう人が競争相手として入ってくるのは嫌だという美容師たちもいたけれども、近頃は、大阪などは大歓迎だと言っているわけです。そうしたら、それを入れないという理屈を無理やり作る理由は何もないと思います。

また、技能と技術に関しても、もう一つ明確な定義をして、専門学校を出た人は大卒並みとみなしているのか、みなされていないのか、明確にされたほうが、これからの議論が混乱せずに済むのではないかと思います。

すみません、私は行かなければならないので、失礼します。

○原座長代理 私の認識では、そこは明確な区分がないのです。だからこそ美容の仕事をする人についても、技術でこれまで既に部分的には受け入れられているわけでしょう。

○近江室長 技術で受け入れているというのは、どんな事例でいらっしゃるのでしょうか。

○原座長代理 ガイドラインを出されたケースです。

○近江室長 ガイドラインを出しましたのは、髪の毛を切ったり、そういう話ではなくて、例えば、ヘアメイクなどの創造的な業務にファッション業界で就かれるということであれば認めているというお話をさせていただいていると思いますので、実際の理容師・美容師の仕事という意味では、認めているというふうには申し上げていないと思います。

○原座長代理 この省令の言葉で言うと、美容の技術自体は、ここで言われている自然科学または人文科学の分野に属する技術または知識に当たるのですね。

○近江室長 理容という定義が色々曖昧なところもあると思いますので、当たる、当たらないというのは、個別の人の活動に基づいて私たちは判断しておりますので、理容だから当たる、美容だから当たるというのは、申し訳ないのですが、御説明するのは難しいのです。

○原座長代理 普通に考えたら、美容に関連して、美容師資格を持っている人でも何でもいいのだけれども、それがクリエイティブなお仕事をするときには、技術の枠で、技術・人文知識・国際業務の枠で受け入れていますということをおっしゃっていて、美容に関する技術は、省令に該当していると言われているわけだから、自然科学または人文科学の分野に属する技術に入っているのです。入っていて、今おっしゃっていることは、ちょっと高度な、クリエイティブな仕事をしているのだったらオーケーだけれども、単純な作業の繰り返しだけをやっている人はダメですということを言われているわけですね。

だけれども、それは美容室の中の業務でも、クリエイティブに新しいヘアカットのスタイルを作っている人とか色々いますね。美容室で仕事をする人でも、ちょっと高度だったらよろしいのですかということをおっしゃっていますか。おっしゃっていることは、もう区分のない話に入っていると思います。

そういう形式論で議論をするのはやめて、むしろ厚生労働省に御検討いただきたいのが、

先ほど八田座長も言われたように、大阪府でも東京都でも、むしろ外国人の美容師が入ってきてほしいという声が高まっている中で、これまでと同じような形で否定し続けるという必要はないのではないか。少なくとも私たちは、全国でいきなり全部やりましょうなどという議論はしていない。国家戦略特区の中で地域を限定して、また、特区ですから一定の要件を課すこともできるわけです。そういった枠組みの中であれば、この穴を開ける、今回せつかく法律の改正をして作ったクールジャパン・インバウンドの外国人材という制度を使って受入れを図ることを、是非前向きに御検討いただきたいということだと思っております。

○竹林課長 厚生労働省の生活衛生課長です。美容師法の所管課長でございますが、そもそもクールジャパン・インバウンドというそのもの自体、要は、外国人の方が日本の美容室にどんどん来てくださるということ自体は、ものすごく私たちとしても喜ばしいことですので、その方向性はよろしいかと思えます。

ただ、このクールジャパン・インバウンドの特区の枠組みにはまるかどうかは、我々もよく分からないところがあるのですが、そもそも論として、まず、日本全国として美容師が足りているか、足りていないかみたいな話でいけば、私どもの受け止め、業界全体の受け止めとしては過当競争気味であって、低賃金の問題があるところに外国人の労働者が入ってくるのはいかなものかと思っています。

東京都、大阪府という局部で見たらということなのですが、これは数字をもう少し見てみたいと思いますが、東京にも大阪にもかなりの美容師の数がいる。確かに日本に色々なサービスを求めて来られる外国人の方は多いと思うのですが、外国のお客が理美容所に来たときに、外国人の人がそこにおられれば役に立つのではないかと、とのことですが、それは別に美容師・理容師の資格を持っていなくても、言葉がしゃべれる人がいればいいので、美容師・理容師の資格を持った人がいなければいけないということではなくて、委員の御発言は言葉ができればどんな職業でも入れたらいいというように私は聞こえました。

そういう意味で、本当に必要性があるのかどうかは、非常に疑問に思いますが、いずれにしても、クールジャパン・インバウンドのこの枠組み自体の目指すところは共感できるところがありますので、業界全体が裨益できるような知恵をみんなで出していくということは我々も前向きにやっていきたいと思うのですが、大阪府の提案は、なかなか難しいところもあると見ております。

○原座長代理 是非共感して建設的に御検討いただければと思っているのです。私たちとか、今やっている議論は、外国人のお客も、せつかく日本に旅行して、日本の美容室でカットをやっていこうとか、スタイリングをやっていこうということなので、需要を増やす話だと思うのです。今おっしゃったような、需要と供給とで見比べたときに、足りているのではないかと、足りていないのではないかと議論はあるかもしれませんが、さらに国内における需要を大きく拡大していく可能性がある議論を私たちはしているのだと思います。

先ほど、必ずしも外国人顧客対応をするために美容師の資格を持っていない人でもいいのではないかと仰いましたが、美容室で通訳を雇えということを言われているのですけれども、それはあり得ないと思います。それはおよそあり得ないことで、外国人の美容師、せっかく日本で資格を取った人がいるのに、それは普通雇いたいと思います。外国人の美容師を使いたいと思われるのではないですか。

○竹林課長 そのようなことを言っているつもりはありませんし、通訳を雇えなどとは申し上げていませんが、先ほどの話ですと、外国人の美容師と日本人の美容師の違いということで言えば、言語の問題だと私は理解したので、その旨を申し上げただけです。

○原座長代理 だから、外国人美容師を入れたらよろしいではないですか。

○竹林課長 私どももインバウンドということについては考えなければいけないと思っていますので、今の日本の普通の美容室でも理容室でも、外国人の方が利用しやすいような、例えば、メニューを英語で表記するとか、そういうことは当然やっておるわけでございます。そうなのですけれども、全体として、美容師の資格を見たときに、供給面というか、過当競争気味になっているということは申し上げておきたいと思います。

○本間委員 それはマーケットの話であって、厚生労働省が判断してという話ではないと思うのです。経済、マーケットはどんどん変わっていく話ですし、これから、ニーズが増えてくるという話もありました。そこは過当競争で理容師・美容師が儲からないと思ったらやめる話であって、競争でいいものが残る、ダメなものは去っていくというのがマーケットの基本ですから、そこを判断材料にしないでこれを認めないということは、私はあり得ないと思うのです。ですから、色々なところから、この資格を認めていくということはいいことだという声が非常にある中で、それを認めていくためにどういうことが可能かということを検討してほしいのです。

つまり、我々が提案して、それはダメだけれども、でも、こういう方法があったら受入れ可能だし、就労が可能だというような知恵も合わせて出していただかないと。ダメだ、ダメだという形で、法務省、厚生労働省それぞれに法律に基づいた運営をするという意味では立場があると思うのですけれども、これだけのニーズがある中で、法律的にはこうだけれども、特区ではここが可能だということを検討していただかないと、対立の関係しか生まれないので、そうすると、お互い不幸だと思うのです。誰のために働いているかということをもう一度しっかり考えてほしいと思います。

○赤松課長 厚生労働省でございます。本間委員がおっしゃったことで、私はちょっと立場が違うのですけれども、労働力の需給調整、外国の方を入れた場合にどのような影響があるのか、労働市場にどういった影響があるかという観点、入れた場合の雇用管理が適正に行われるかという、そういった観点で物事を見ている部署でございます。

一つの点としては、本当に以前に八田座長がおっしゃっていたことは、安い賃金で働くようなところに外国の方を入れるのはどうかと。安い賃金で働かせるのはどうかという御指摘がございました。この分野については、先生方も重々御承知のとおり、資格を取って

2～3年の間は見習いのような形で安い賃金で働かれるのが一般的な慣行なのかなと思っております。そういった低賃金の分野で働かれると、やはり生活をするのは大変苦しく、困窮することもあり得ますので、そういった観点での問題意識は一つ持っております。

もし受け入れるとした場合の雇用管理におきましては、先ほど生活衛生課長が申しましたけれども、やはり業界団体のサポート、雇用管理に当たっての支援、管理のあり方における業界団体の関与も必要になってくるのかなと考えておりました。そこはゆくゆく団体の意見も、もちろんニーズがあるというのは分かりますが、美容師の業界団体の意見もしっかりと酌んでいただきながら議論をさせていただければと考えてございます。

○原座長代理 今おっしゃったことは要件の課し方の問題だと思いますので、区域の中でこういった施設で、こういった人材を入れるのかという要件の課し方の問題なので、是非そういった議論に入っていければいいのではないかと思います。

時間が、後ろの方にお待ちをいただいておりますので、今日のような入口で入れられませんみたいな話ではなく、是非前向きに御検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。